

岡山市特別職報酬等審議会設置条例

平成28年6月30日

市条例第35号

(設置)

第1条 議会の議員の議員報酬等の額について審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、岡山市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(諮問)

第2条 市長は、次条第1号から第4号までに關する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該報酬等の額について審議会に諮問するものとする。

(所掌事項)

第3条 審議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 議会の議員の議員報酬の額
- (2) 市長、副市長、教育長及び常勤の監査委員の給料の額
- (3) 市長及び副市長の退職手当の額
- (4) 政務活動費の額
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事項

(組織)

第4条 審議会は、委員10人以内で組織する。

(委員)

第5条 委員は、必要の都度、学識経験者、市民その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、委嘱の日から諮問事案に係る審議が終了するまでの間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長等)

第6条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ、会長の指名する委員が

その職務を代理する。

(会議等)

第7条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前項の場合においては、議長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

5 審議会は、必要に応じ、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定め、その他必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。